

津市市政相談員運営要綱

平成 23 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 市民の市政に対する意見、要望及び苦情を把握して市政の運営に寄与するとともに、市民の市政に対する苦情の解決を促進するため、津市市政相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市政に関する意見、要望及び苦情の相談に応じて、申出人に必要な助言をし、本市にその意見、要望及び苦情の内容を通知すること。
- (2) 前号の規定により通知をした意見、要望及び苦情に関して、本市の照会に応じ、及び必要があると認める場合に本市における処理の結果を申出人に通知すること。

(委嘱)

第 3 条 相談員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項の規定により総務大臣から委嘱を受けた本市の区域を担当する行政相談委員に、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 相談員の任期は、その委嘱の日から行政相談委員の任期満了の日までとする。

(報酬)

第 5 条 相談員には、報酬を支給しない。

(規律)

第 6 条 相談員は、職務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者が相談員でなくなった後も、同様とする。

- 2 相談員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 相談員は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

(解職)

第 7 条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、本市に損害を与えたとき。

- (2) 勤務実績が良くないとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (4) 相談員としての適格性を欠くとき。
- (5) 前条の規定に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。